

## 協同組合の資金調達

ハンス H・ミュンクナー 著

翻訳 堀越 芳昭 (神奈川県/山梨学院大学)

### 1. 協同組合の資本的基礎に関する一般的考慮

協同組合の目的達成のために最も適する法的枠組みを備えることは、立法者の課題である。

とくに、協同組合の資金調達の分野において、この課題は困難である。なぜなら、適切な法的枠組みは、協同組合の二重性 (dual nature)、つまり人々の結合 (association) であると同時に組合員向上 (promotion) を目的とする事業組織 (business organization) である、という二重性を考慮に入れなければならないからである。立法者は、協同組合企業 (co-operative enterprise) のための十分に強力な資本的基礎を備えるという問題を解決しなければならない。また、個々の組合員の人的参加が資本拠出よりも重要であるような人的集団として協同組合の特性が強調されなければならない。

最適で実践的な解決を見いだすために、協同組合の資金調達に適合したという関連で協同組合の組織形態の特質に立ち返らなければならない。

一協同組合は一般に人々の結合である。その人々は彼らの現在の経済状態を向上する可能性を追求している。そうした人々は通常、豊富な資本拠出を行う地位にはない。

一組合員の向上を生む手段は、組合員によって資金調達されなければならない共同企業の設定である。協同組合においては、組合員は、まず第1に投資家としての地位ではなく、自らがいくらかの資金造成をしなければならない自助事業の参加者であるという役割の中に、自分自身を見いだす。

・組合員向上のための組織としての協同組合に、一体性の原則 (principle of identity) が適用される。すなわち、全組合員は同時に協同組合企業の共同所有者であり顧客でなければならない。したがって、組合員=顧客のみが出資者になることができる。これが、出資金という手段によって協同

組合企業の資金を調達する可能性に直接的に影響を与える制約である。

一協同組合の将来の組合員と見なされることのできる人々の数は思いのままに増大することはできない。協同組合企業の施設を利用することに真の利益があり、その協同組合企業の活動の領域で生活し働く人々のみに組合員資格がある。

一自助組織としての協同組合は、原則的に、参加しようと思っている全ての人々に開放されている。組合員は、自発的に組合の加入脱退を申し出る。したがって、組合員数は可変的であり、これが協同組合企業の自己資本形成に影響を与えるもう一つの要因である。

一協同組合は、一方で組合員へ向上的サービス(組合員との事業、取引目的)を提供しなければならない、他方でその促進的サービス(卸業者からの大量仕入れ、メンバー製品の輸出業者へのマーケティング、店頭取引)を可能にするために第三者との取引関係に入らなければならないような企業を設立する。店頭取引で生じた利益は、全部は、目的取引の組合員へ手渡されることはできないで、長期的な組合員向上手段として財政的基礎を強化するために協同組合企業のなかに少なくとも一部は留保されなければならない。

一協同組合企業は可変的組合員制度と私的営利企業との競争が不可避にもかかわらず、長期的な経済活力を守るに十分強力な資本的基礎を必要とする。

### 2. 資金調達面における協同組合の構造的弱点

資金調達に関する協同組合のいくつかの特徴を検討すると、協同組合企業の資金的基礎に関する限り、いくつかの固有の構造的弱点がある。

一大量の出資金を造成する可能性一株式会社のように一は通常、資本拠出する協同組合の組合員資力には概して限界があるために、ない。

—将来の組合員は限られている。  
 —出勤は可変的である。  
 —内部的民主的構造をもった人々の結合である協同組合においては、メンバーは必要最低以上の出資金を引き受けることを避けがちである。なぜならば、組合員であることの人的権利は資本拠出に関係なく全組合員に同一であり、出資金に対する配当又は利子は制限され、蓄積された準備金は不分割であるから。

—人的結合とビジネス事業体 (business undertakings) という協同組合の二重性と組合員向上目的とから結果するこれらの構造的弱点は、立法者にとって除去されることはできない。それらは緩和することができるだけである。

これらの組織形態の固有の資金的限界のゆえに、協同組合は次のような経済活動にふさわしい組織形態ではないようにみえる。

—最初から比較的大量かつ安定的な自己資本を必要とする経済活動  
 —技術的経済的理由により、大規模企業形態で活動を始めなければならない経済活動  
 —装置能力の使用に頻繁な変更を必要とする経済活動

—重要な事業変化やリスクを受けやすい経済活動  
 3. どのようにして協同組合企業のために十分強力な資金的基礎をつくるか

可変的組合員制度をもった組織としての協同組合は、法人の地位が与えられ財産を所有する権利が与えられてはじめて、長期にわたって存続することができる。それ故、自己資本の所有者は組合員ではなくむしろ協同組合である。

協同組合企業の可能な資金源は他の企業と同じである。すなわち、出資金、準備金、借入金である。加えて、組合負債に対する組合員の責任が出資金の補完として利用されることができる。さらに、地域の全国的連合会に組織化された協同組合は、共同保証基金 (collective guarantee funds) を創設することも可能である。

### 3. 1. 出資金

協同組合企業の資金を調達する自己資本の最初

の源泉は、組合員の拠出である。

この資金源を研究するために、多くの関連問題を検討しておくために、いくつかの基本的考慮が必要となる。

前述したように、協同組合の組合員制度は人間中心である。つまり、組合員の加入と脱退、組合員の権利と義務は組合員の人格に直接的に結び付いており、彼の資本拠出に結びついているのではない。

資金拠出は、組合員向上のための施設をつくるために、自助組織への参加者として、組合員によって行われる。それ故、協同組合の出資金は株式会社の出資金のような資本投資ではない。配当の形態で資本利得をえ、投機を期待して、協同組合メンバーは彼の資金の一部を出資金に投資するものではない。協同組合出資金は、組合員が共同施設の資金調達を支えるために、組合員である間、協同組合に役立つために自ら造成した資金である。この考えは協同組合出資金に関する規定が立案されたときに採り入れられた。

出資金拠出が組合員資格の前提条件であるかそれとも結果であるか、という理論的法的議論に入る必要はない。しかしながら、協同組合においては組合員資格と最低出資金拠出とは切り離すことはできないということを認識することが重要である。

それぞれの組合員は資金拠出をしなければならないし、組合員のみが出資金を引き受けることができる。組合員資格と最低出資金拠出とが結び付いているということは、可変的組合員制度が同様に可変的出資金を意味する理由である。なぜならば、会社と異なって、協同組合は、脱退時に組合員が組合員であった期間協同組合の処置に委ねた金高を、組合員に払い戻さなければならないからである。

会社の出資証券と異なって、協同組合出資金は、委員会あるいは理事会の承認なしで売買・譲渡することができない。協同組合出資金は、組合員に認められた人あるいはすでに組合員である人によってのみ取得されることができる。

協同組合出資金は個人的出資として発行される。概してそれは分割できず、譲渡できず、相続することができない。出資利子は通常、法の下に制限される。このように、協同組合出資金は投機目的や投資目的と無関係である。

協同組合出資金に関する規定は、立法者が関係者の利益に合致する規定をつくるために彼らの仕事を完遂しようとする方法の一例として役立つ。つまり、協同組合の組合員は投資としてではなく、むしろ共同活動の費用を償うために組合員である期間必要な分割払いの頭金として資本拠出を行う。

協同組合企業にとって、このことは、弱体な可変出資では設備や活動に対して十分な資本的基礎を構築しないということを意味する。

全組合員に同額で一定の最低出資金拠出を払い込むということは、全組合員の義務である。十分に多くの人々を協同組合活動に参加させるために、最低出資拠出は協同組合における資金能力に乏しい組合員を考えて決定される。他方で、前述したように、最低出資金を超えて出資金を引き受ける資金的に豊かな組合員には魅力はない。なぜならば、これは、組合員としての地位を強化するものではないし、魅力的な投資をもたらすものでもないからである。このようにして、最低出資金のみを払うという傾向が存在する。

立法者が分割払込金、あるいは組合員となる時に払い込まなければならない金額と組合員によって承認された最低出資金よりも高い出資額とを、区別して出資金支払いを認めるならば、資本拠出の増額は容易に組合員によって行われるであろう。この場合、組合員総会において、組合員によって認められた総額の追加的強制支払いの取り立てを決定することができるであろう。

出資金拠出額を増大するためのもう一つの可能性は、資金を必要とする施設を組合員の利用に比例して強制的な最低拠出を別に設けることである。例えば、酪農協同組合で、10頭の牛に1出資金、5頭増加する毎に1追加出資。

これらの特別規定が用いられたとしても、協同

組合の組合員制度の概念によって出資金の十分な額の増大は困難であるということに依然指摘することができる。したがって、準備金が協同組合資金調達には特別に重要である。

### 3. 2. 準備金

出資金に関する協同組合の構造的弱点を考えると、準備金という方法による協同組合活動の資金調達が中心的問題となる。準備金は、可変的組合員制度に結び付いた可変の出資金に対する必要な均衡力として安定的な共同資本 (collective capital) を構成する。

したがって、準備金は組合員に分配しないのではなく分配すべき剰余金であるということによって、協同組合内の準備金の造成を批判することは正当ではない。準備金の造成は、ビジネス管理とマネジメントの観点から必要である。準備金の造成が協同組合企業の経済的必要によって正当化されないところでは、最適の組合員向上によって組合員の利益をはかるといことが軽視される。

協同組合の資金調達に必要な資本量はケース毎で異なる。したがって、一般的にどのくらいの資金量が準備金に割り当てられるべきかをいうことは不可能である。

多くの国々では、立法者は、法定準備金がある量 (例えば払い込み出資金高又は年売上高の一定割合) に達するまで、法定準備金に義務的最低限 (例えば年剰余金の25%) の割り当てを決定するのみである。年々準備金に割り当てられる実際額と準備金造成が停止する上限は、個々の協同組合企業あるいは協同組合企業の集団の経済的基準に基づいてのみ決定される (例えば、マーケティング協同組合、クレジットユニオン等)。

それ故、多くの協同組合法は年剰余金の一定割合という形態で法定準備金への義務的年最低限の割り当てに関する規定を含むのみであり、他の詳細については個々の協同組合の定款の中、総会あるいは政府の協同組合開発事業の一般的又は特別命令による決定に全て任されている。

ドイツ協同組合法の規定は、極めて柔軟で、準備金造成に関する方法に関して最大級の自治を協

同組合に与えている。

ドイツ協同組合法の第7条第3項にしたがって、登記された協同組合は以下の項目を定めた定款をつくらなければならない。

- ・準備金が造成されなければならないこと。
- ・準備金を造成する方法。
- ・準備金に割り当てられる年剰余金の割合。
- ・準備金が造成される上限。

法定準備金とは別に、それぞれの協同組合は任意準備金を設けることができる。

準備金造成問題において、組合員の総会が決定的位置にあることが明らかになる。年剰余金の分配について決定することは、組合員総会の最も重要な権限のひとつである。この権限は、協同組合内のどのような意思決定機関も代表することはできない。経営委員会あるいは理事会は、年剰余金をどのように割り当てるかあるいは分配するかを提案することができるだけである。このようにして、協同組合企業の必要資金の調達を可能にするのは、協同組合企業の共同所有者としての組合員の可能な限りの責任である。

任意積立金が長期的利益に役立つと確信されていけば、組合員は、任意積立金への割り当てに同意するだけであろう。このようにして、協同組合企業の経営者は組合員向上目的を考慮する義務がある。なぜならば、総会で組合員は、組合員の利益増進に不要と考える活動あるいは設備に剰余金を割り当てることを拒否するからである。

可変的出資金に対する均衡力として準備金の安定性を維持するために、準備金不分割の原則 (the principle of the indivisibility of the reserves) が、多くの協同組合で設定されている。この原則は、協同組合が存続していく限り適用される。がしかし、多くの国々では、協同組合が解散したのちにも適用されている。

協同組合の組合員が脱退したときに協同組合に蓄積された資産に与かる権利があるかどうかという問題は、この観点からみなされなければならない。

組合員に追加出資を引き受けるように促して、

組合を脱退した者に支払われるというように準備金に一定割合の請求権を出資者に与えることによって協同組合出資金の所有者の地位を一層魅力的なものにするどのような試みも、協同組合企業の資本的基盤を実際に改善するものではない。組合員が追加的出資金を引き受けるとしても、出資金増大のもたらす有利性は、準備金がおもや安定的ではなくむしろ出資金のように可変的になってしまふという不利性よりもはるかに小さい。これは、改善を意味するよりも、協同組合企業の資本的基礎を危うくするものである。

最後に、協同組合企業がある時期に成功し続け剰余金を生み出すようになってからは、資金調達源としての準備金のみが一定の役割を演ずることができるかと述べておかなければならない。つまり剰余金は準備金造成の前提条件である。新しい協同組合企業は、剰余金を生み出すようになるまでは、他の資金源に頼らざるをえないであろう。

### 3. 3. 借入資本

新しい協同組合にとって、活動資金の借入を獲得することは困難である。銀行あるいは他の可能な債権者に、協同組合企業がしばしば組合員の間で選出されビジネス経験を欠いた委員会が理事会によって運営されているということを知っている。債権者はまた、協同組合が担保力のある固定的安定的な期首資本をもっていないということも知っている。

これらの諸困難を克服するために、多くの国々の立法者は、協同組合に対して、組合の負債のために組合員の追加的責任 (有限あるいは無限責任) を定款に規定することを可能にしさらには要件としている。組合員の責任とは、協同組合の破産の場合、債権者の請求に応じる必要がある限り、組合員の責任の範囲で、組合員の個人的資金を組合資金に追加支払いする義務がある、ということの意味する。このようにして、協同組合はその信用力を高め、しかも最低出資拠出の外何らの払い込みも義務づけられない。

協同組合の信用力を高める別の試みは、各登記協同組合の強制的年次監査の必要である。この方

法で、立法者は、借入資本の利用は経験豊富な監査人による一定のコントロールに従っているということを経済者に承認させる。

協同組合の信用力に関連して別の方向は、地域的全国的レベルにおける協同組合グループの共同保証基金の創設である。多くの協同組合が一定の拠出をするこのような中央基金は、外部債権者に対する保証資金としてのみならず、組合が緊急事態に利用することができる借入資金としても有益であろう。

協同組合が借入資本をもって活動している場合、組合が外部債権者に対する負債可能額を決定しておかなければならない。ここに再度、立法者は組員総会に経営委員会あるいは理事会が協同組合企業の活動のための資金を借入可能な上限を設定する究極の権限を与えている。

#### 4. 国家に支援された協同組合における特別の問題

協同組合の発展が政府によって促進されている国々では、しばしば自己資本の欠乏を代位するために開発銀行によって配分されている公的資金によって、貸付金あるいは補助金の提供によって新しい協同組合の設立が促進されている。この方式は危険である。何故ならば、協同組合が発展するための最低必要条件がそのような特殊な場合に解決されるかどうかという厳密なコントロールなしで、貸付金あるいは補助金が申込者に与えられたならば、非活力的な協同組合を創設することになるからである。政府の貸付金あるいは補助金が余りにも簡単に取得できるならば、組合設立以前であっても組員の自動動機が破壊される危険がある。

組員の財政的参加が一かなり少額であっても一、自律的協同組合の発展にとって重要な前提条件である。政府貸付金でもって企業融資をし、それらの企業を徐々に協同組合企業に転換させようとして、人為的に協同組合を創設しようとする方式は、多くの国々で失敗に帰した。

そのような在り方を避けるために、東アフリカのいくつかの国の法は、新しい協同組合の登記以

前に、確固たる発展のための財政的前提条件が十分かどうかについて他の事項のなかでも詳細に検討される経済的調査を実行しなければならないという条項を入れている。この目的のために、最初の会計年次の見積収支を示す試算表が作成されなければならない。活動計画、企業化調査 (feasibility study) 及びその他の書類を添えて、この試算表は、新しい協同組合が登記される前に登記当局に提出されなければならない。そのようにして、長期間 (on easy terms)、政府貸付金のような促進的手段を取得する資格をえることができる。

協同組合への政府貸付金に関して別の困難な問題は、このような資金の正しい使用を財務機関がコントロールするという問題である。多くの場合、政府の財政援助は政府資金の正しい使用方法の監督に限られないで、組合の全体的な経営と管理のコントロールを含む政府の直接コントロールへと導く。

債権者によるそうした包括的なコントロールが導入され、債権者に借入資本の使用法の決定に関与する権限が与えられている場合一債権者の承認に従って協同組合の意思決定がなされることや債権者に直接的内政干渉権限を与えることによって一、これは協同組合が意思決定機関から統制機関へ移行することに結局はなるのである。

自己管理、自己経営、自己支配といった組員の権利は、フィクションになる。例えば、形式的には借入資本あるいは組合のその他の資金をどのように投資するかを決定するのは経営委員会や理事会であるが、しかし、コントロール機関 (協同組合局あるいは協同組合銀行) が承認するときのみ、その決定は確実となるのである。

そのような副作用なしで協同組合に対して政府の財政援助を供与する方法を見いだす試みはある。タンザニア協同組合法 (1968年109、110条) には、例えば、組合が政府の財政援助を受けるならば受け入れなければならない明確な諸条件が規定されている。そのような協同組合では、政府貸付金が返済されるかあるいは政府の借入保証が不